

認可外保育施設集団指導

(居宅訪問型保育事業（個人事業主）)

～制度概要編～

文京区 子ども家庭部 幼児保育課

集団指導の流れについて

1. 本動画を含めた3（無償化の対象事業者の方は4）つの動画を視聴

本動画

- ① 居宅訪問型保育事業（個人事業主）集団指導～制度概要編～
- ② 居宅訪問型保育事業（個人事業主）集団指導～指導監督基準編～
- ③ 居宅訪問型保育事業（個人事業主）集団指導～事故防止編～
- ④ 居宅訪問型保育事業（個人事業主）集団指導 幼児教育・保育の無償化について ※無償化の対象事業者の方のみ

2. 指定の期日までに記入済みの自己点検シート及び必要な書類を区に提出してください。

※実施通知の内容をよくご確認の上、ご提出ください。

3. 提出された書類等を審査し、区より結果通知をお送りいたします。

4. 結果通知に、改善を要する事項（指摘）がある場合、通知を受け取った後30日以内に「改善状況報告書」の提出をお願いします。

目次

- I. 認可外保育施設と文京区との関わり
- II. 認可外保育施設の届出
- III. 認可外保育施設の報告
- IV. 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

I.

認可外保育施設と文京区との関わり

文京区における指導監督

—文京区が指導監督を行うこととなった経緯—

- ▶ 令和7年4月1日 文京区が児童相談所を設置
- ▶ 児童相談所設置市に係る事務が、東京都から文京区へ移管。
- ▶ 認可外保育施設に対する指導監督が、児童相談所設置市の事務の一つとして東京都から文京区へ移管された。

認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）と文京区との主な関わり

▶ 事前指導

窓口・電話相談など

▶ 届出

設置届、変更届、休止・廃止届

▶ 報告

運営状況報告、事故報告等

▶ 立入調査、集団指導

指摘事項があった場合、改善状況報告書を提出

▶ その他

各種通知及び研修等の周知

認可外保育施設に対する文京区の担当部署

幼児保育課 保育施設検査担当 (☎ 03-5803-1873)

- ・認可外保育施設に対する立入調査、集団指導、改善状況の確認

幼児保育課 保育施設支援担当 (☎ 03-5803-1857)

- ・設置届等の届出受理、指導監督基準を満たす旨の証明書交付、運営状況報告確認、「ここdeサーチ」への掲載

幼児保育課 保育施設指導担当 (☎ 03-5803-1845)

- ・事故報告等受付、各種通知及び研修等の周知

II. 認可外保育施設の届出

認可外保育施設の届出義務

- ▶ 認可外保育施設の設置者は、事業の開始の日又は変更・休止・廃止の日から1月以内に都道府県知事（文京区長）へ届け出なければならない。
(児童福祉法第59条の2第1項又は第2項)
- ▶ 規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。
(児童福祉法第62条の5)

届出の種別

▶ 設置届

事業開始後、認可外保育施設設置届（別記様式第1号）、事業者の場合は別紙2の1、個人の場合は別紙2の2及びその他添付書類により必要事項を届け出ます。

▶ 変更届

事業開始後、次に掲げる届出事項に変更があった場合、認可外保育施設事業内容等変更届（別記様式第2号）により変更内容を届け出ます。

- ①施設の名称・所在地・連絡先
- ②設置者の氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先
- ③管理者の氏名・住所

▶ 休止・廃止届

施設を休止又は廃止した場合、認可外保育施設休止・廃止届（別記様式第3号）により届け出ます。

III. 認可外保育施設の報告

文京区への報告

▶ 運営状況報告

毎年10月1日時点の施設の運営状況を報告

▶ 事故報告

施設で重大な事故（死亡、重傷事故、食中毒など）が発生した場合に報告

事故報告について

- ▶ 認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を含む）は、重大事故が発生した場合、区に報告をお願いしております。
- ▶ **報告の対象となる重大事故の範囲**
 - ・死亡事故
 - ・意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
 - ・治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故
 - ・迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、または発生しかけた場合
 - ・感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じた場合
 - ・児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案

報告先

文京区子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当

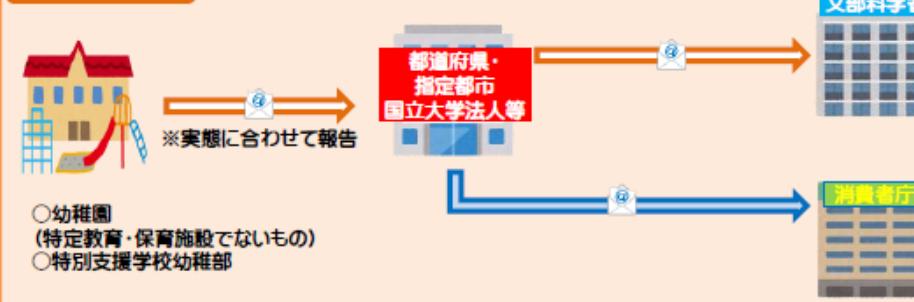
電話 03-5803-1845（直通） メール b-youjihoku@city.bunkyo.lg.jp

① 第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日) ② 第2報:原則1か月以内程度 等

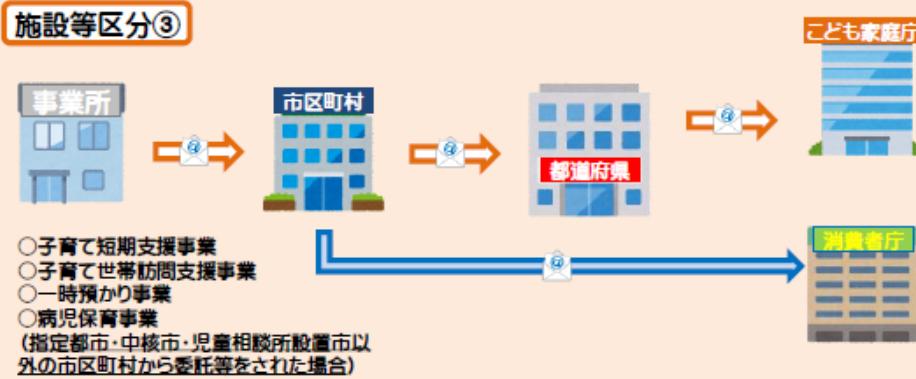
施設等区分①



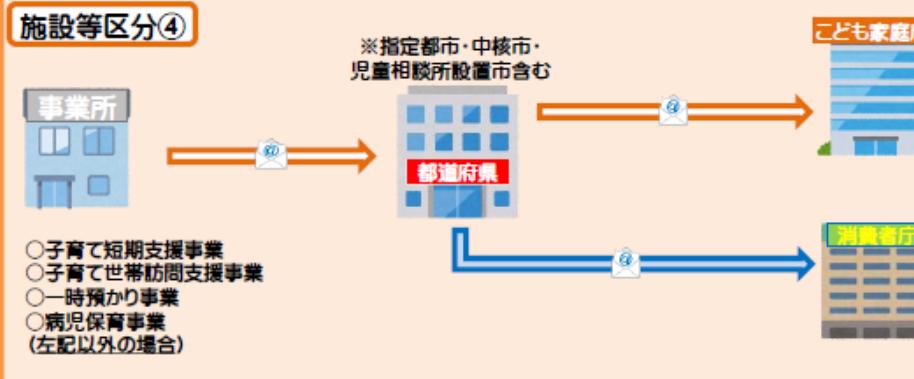
施設等区分②



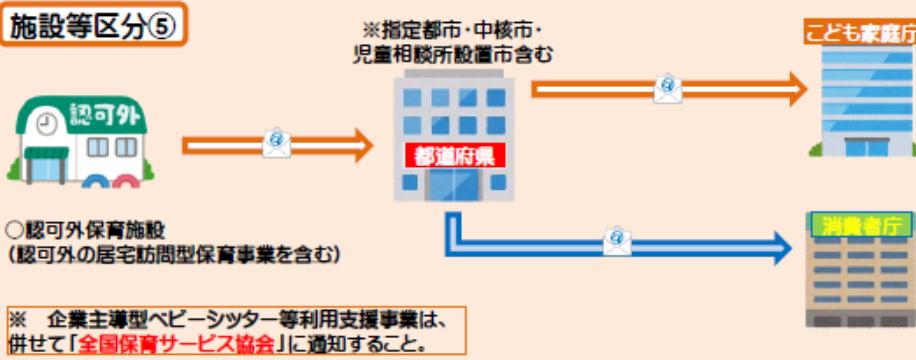
施設等区分③



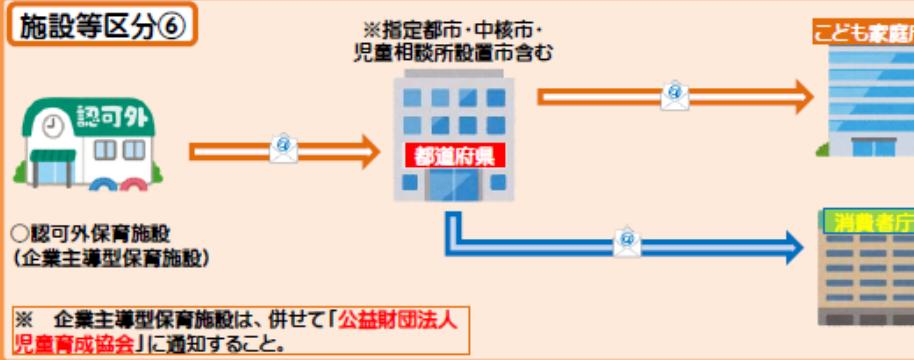
施設等区分④



施設等区分⑤



施設等区分⑥



IV. 認可外保育施設指導監督基準 を満たす旨の証明書

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

▶ 証明書の交付

児童福祉法第59条に基づく立入調査・集団指導の結果、「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て満たしている施設に対し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）を交付しています。

▶ 交付対象

証明書を受けることができる施設は、児童福祉法第59条の2第1項の規定により都道府県知事（文京区長）への届出が義務付けられた施設です。

証明書が交付されるには

- ▶ 立入調査又は集団指導の結果・・・

《指摘事項がない場合》

- ・原則として、立入調査又は集団指導後に指摘事項がないことを確認した日の翌月1日付で交付

《指摘事項がある場合》

- ・原則として、改善状況報告提出後、指摘事項の改善を確認した日の翌月1日付で交付

証明書が交付されるには 【「ここdeサーチ」への掲載（令和6年4月1日施行）】

子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）への登録について

背景

令和6年4月1日に施行された改正児童福祉法により、認可外保育施設（法人・個人事業主を問わず）が提供する保育サービスの内容について、現行の「書面での掲示」に加え、インターネット上（独立行政法人福祉医療機構が運営する「ここdeサーチ」）における掲示が義務化されました。「ここdeサーチ」への掲示がない場合、認可外保育施設の指導監督基準不適合となりますので、必ず登録をお願いいたします。

登録方法

1. 登録票

Excelの登録票をLoGoフォームより提出していただきます。
登録票及びLoGoフォームのURLは区ホームページに掲載いたします。

2. 登録情報の公表

登録票が提出されましたら、随時情報を公表いたします。

3. 公表後の情報修正

登録後や公表後に修正する必要がある時は、修正票に入力していただき、LoGoフォームよりご提出ください。

証明書が交付されるには

【「ここdeサーチ」への掲載（令和6年4月1日施行）】

「ここdeサーチ」に入力した情報の修正について

- ▶ 修正票の提出は隨時お受けいたします。
- ▶ 更新は年3回（6月、10月、2月）行います。
- ▶ 修正する情報がない場合は、対応は不要です。
- ▶ 施設名、所在地、設置者の変更に関する修正については、変更届を受理後に更新いたします。施設名、所在地、設置者は、変更手続き後に修正票をご提出するようお願いします。

証明書の返還について

- ▶ 証明書交付後、基準項目を満たしていないことが確認された場合は、原則として証明書の返還を求めます。
- ▶ 証明書返還後、再度基準を満たしているかを確認し、基準項目を満たしていると確認された場合に証明書が再交付されます。

幼児教育・保育の無償化について

- ▶ 幼児教育・保育の無償化の対象施設となるためには、
 - ①文京区への届出（設置届）
 - ②文京区の「確認」を受けるための申請（確認申請）
 - ③利用者が「保育の必要性の認定」を文京区から受けること
 - ④国が定める認可外保育施設の基準を満たすこと
が必要です。

ご視聴ありがとうございました。

引き続き

認可外保育施設集団指導

(居宅訪問型保育事業（個人事業主）)

～指導監督基準解説編～ の

ご視聴をお願いします。